

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 3 (3) 労働条件の向上は「労働協約」で

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

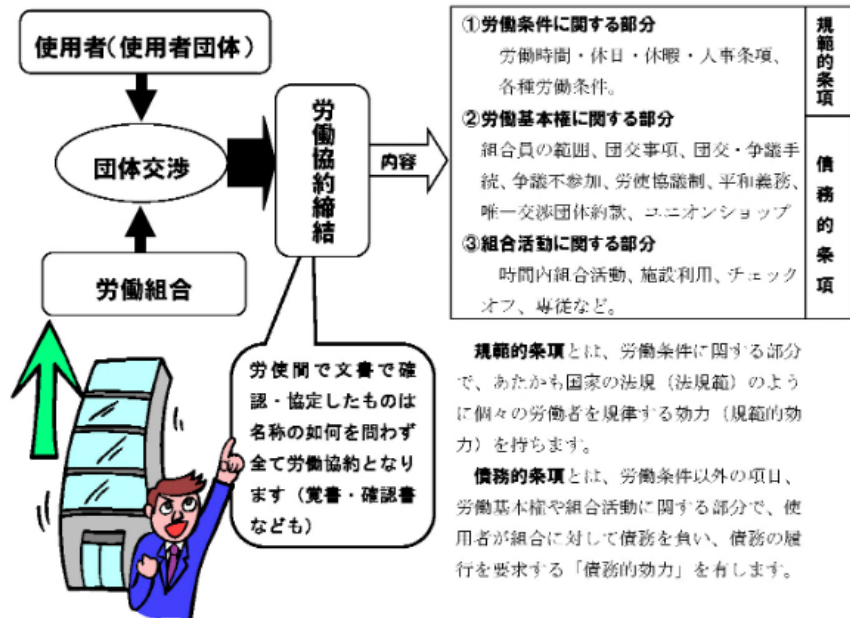
職場と労働法 3 (3) 労働条件の向上は「労働協約」で

(クリックするとPDFファイルが開きます)

労働条件の向上は「労働協約」で

労働条件の内容（維持改善・向上）や職場における組合活動（就業時間中や会社施設の貸借など）については、「労働協約」を締結しよう。

労働協約(法第14条～第18条)の概要



労働協約は、その目的（第一条）で、労働協約締結の助成を規定しています。それは、労使関係の対等性や労働組合の自主性や団結を通しての結果に基づく締結であり、労働者の意思結果の姿としての意味があり最も重要視されています。

このようなことから労働協約は法的裏づけを持つ協定事項として第四の法律（労働法）と言われます。

労働協約が効力を有するにはどうすれば良いかという、労働協約発生要件は法第一四条で、その有効期間・解約の手續きは法第一五条、そして協約に定められた内容が労働者と使用者との契約（労働契約）に對しどのような効力を持つかは法第一七条で、また事業所で多数労働者に適用される労働協約が一定の要件を備えていれば他の少数労働者にも拡張適用される規定を法第一七条、同じく地域でその拡張適用できる定めを法第一八条で規定しています。このように、労働協約は労働間で労働条件等について集团的に画一的に取り決めたもので、就業規則より優先的な効力をもちます（労基法第九二条第一項）。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.